

# Nara Women's University

## パーソンズのデュルケム解釈:パーソンズの主意主義的行為理論をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-02-26 キーワード (Ja): 主意主義的行為理論, 道徳の科学, 道徳的ないしは社会的事実 キーワード (En): 作成者: 杉谷,武信 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10935/5539">http://hdl.handle.net/10935/5539</a>

# パーソンズのデュルケム解釈 ——パーソンズの主意主義的行為理論をめぐって——

杉谷 武信

はじめに

本稿は T.パーソンズ (Talcott Parsons, 1902-79) による É.デュルケム (Émile Durkheim, 1858-1917) の解釈についての研究である。周知のとおり、パーソンズはデュルケムの業績を用いつつ行為理論や社会システム理論、AGIL 図式を構築していったが、本稿ではとくにパーソンズの学的生涯の初期段階、すなわち主意主義的行為理論におけるデュルケム解釈について、パーソンズの『社会的行為の構造』(1937) に基づきつつ考察することにした。

だが、なぜパーソンズのデュルケム解釈を研究するのか。なぜなら、筆者は以前、拙稿で述べたが (杉谷 2014)、『社会的行為の構造』はデュルケム評価の転換を導くひとつの契機となり、以後アメリカ社会学におけるデュルケム評価のマイルストーンの役目を果たしたり (宇賀 1971: 192)、デュルケム解釈の「正統としての位置」を示してきたからである (中島 2001: 121)。このように、パーソンズのデュルケム解釈、とりわけ行為理論についてのそれは、後世のデュルケム研究に大きな影響力をもっていたといえる。そのため、デュルケム社会学の研究にはパーソンズの解釈の検討が必要不可欠であると筆者は考えたい。

しかし、以下で論じるように、行為理論に関連したパーソンズのデュルケム解釈には数多くの先行研究がある。それらの考察は、実証主義的行為理論から主意主義的行為理論への移行という『社会的行為の構造』におけるパーソンズの主張を、デュルケム社会学に認めることができるのか、そして行為理論が彼の思想にそもそも存在するのかということに焦点が当てられている。しかし、以上の研究でも十分に考察されていない問題がある。それは、パーソンズがデュルケムを行為理論として解釈したさいの意図である。筆者によれば、彼は、デュルケム社会学を行為理論として捉えなおすことによって、社会科学の特徴を説明しようと試みたのである。

そして筆者は、デュルケムの社会学方法論、特に「道德の科学」<sup>1)</sup> において端的に示された、「内在的事実」(fait interne) と「外在的事実」(fait extérieur) の関係から道德的ないしは社会的事実を説明しようとする彼の方法を考察しつつ、パーソンズのデュルケム解釈の意義を論じることにしたい。

## 1 先行研究

まずはパーソンズの『社会的行為の構造』の主旨を確認したい。周知のように、パーソンズは、この著作によって、近代科学の発展を実証主義的行為理論から主意主義的行為理論への移行過程として捉えた。彼によれば、実証主義的とは「実証科学こそが、外的（非自我的）実在、行為者としての人間等々に対して、人間が取り結ぶ唯一可能な有意義的で認知可能な関係を構成しているという見解が、明示的あるいは暗黙的（後者であることがずっと多いが）に含まれている」（Parsons [1937] 1968: 61[ I ]=1992: 102[1]）体系のことである。そして、実証主義的行為理論とは「行為者が科学的に妥当な経験的知識というものを、明示的にか暗黙裡に、かれの状況に対する唯一の理論的に有意義な主観的志向様式としているといった形で行為者を把握するような行為理論」（Parsons [1937] 1968: 79[ I ]=1992: 128[1]）のことである。

このようにパーソンズは行為の主観的側面に注目する。しかし、実証主義的行為理論においては、行為における目的が個人ごとにランダムに設定されていることを彼は問題視した。彼によれば、実証主義的行為理論は目的のランダム性のゆえに社会統合のしくみを説明できない。だが、個人の主観的側面には共通価値の実現をめざす努力や意志などの要素が含まれているはずである。こうしてパーソンズは、これら規範的要素と「条件」などの非規範的要素をも含んだ行為の主意主義的理論を提唱する。あわせて彼は社会思想史において実証主義的行為理論が主意主義的行為理論へと収斂していく過程を認めたが、彼はデュルケムの諸著作について、年代的に4つの時期に区分しつつ、それらのなかに同様の変化を確認したのである。

そして、このようなパーソンズのデュルケム解釈については、周知のとおり数多くの研究が存在している。それらのポイントをあげるとすれば、まず、パーソンズの唱えた行為理論の移行過程が、デュルケム社会学において認められるのかという問題がある。つぎのポイントとしては、デュルケム思想に主意主義のそれも含めた行為理論がそもそも存在するのかという問題があげられる。

たとえば、行為論との関係性で解釈されたデュルケム像の問題点を指摘した業績を小林孝雄が紹介しているが（小林 2006: 75）、以下その一部を記す<sup>2)</sup>。すなわち、油井清光は、パーソンズの解釈には、デュルケムを「『実証主義から主意主義への転轍手』として位置づけようとするパーソンズの意図があまりにも強く働いていることをみないわけにはいかない」と述べている（油井 1995: 173; 小林 2006: 75）。佐々木交賢は、『社会分業論』（1893）以降のデュルケム社会学はその著作で不明確もしくは萌芽的形態で展開したにとどまる諸観念の徹底化と体系化であったことは一目瞭然であると批判し、むしろパーソンズのように年代的にではなく総括的に検討することが妥当であると述べている（佐々木 1978: 13-4; 小林 2006: 75）。中久郎は、パーソンズの解釈は、デュルケムの「論点の変化にも拘らず最後まで外在的な〈物〉としての社会的事実に対してとられた実証主義者としての側面を不問に付してしまうおそれがある」と述べている（中 1979: 384; 小林 2006: 75）。

さらに、松本和良は、パーソンズの最初のデュルケム論は、彼の「企図した主意的行為

理論の構築を援護しようとする方法論的問題意識に導かれながら、デュルケームの全理論に見出された歴史的な立場の変化ないし発展を、かなり雑駁に総括したものである」（松本 1997: 43）と捉えたうえで、「資料が限定された割には、論題は、デュルケームの全理論を題材とし、包括的で多岐にわたり、そこに一貫した統一性は見られない」と述べる（松本 1997: 49）。

以上の先行研究は、実証主義から主意主義的行為理論への移行というパーソンズの解釈を批判しているが、W.ポープにいたっては、デュルケームを生涯社会実在論者のままだったとし、パーソンズがいうところの実証主義者ではけっしてなかったし、行為理論家でも主意主義者でも理想主義者でもなかったと主張する（Pope 1973: 414）。新明正道は、デュルケームが強調していたのは、「社会を社会事実として考察するにあたってその行為との関連を一切度外視しこれを事物そのものとして外部的に考察する必要のあること」（新明 1982: 110）とし、彼の社会学には「行為理論の成立する最小限度の条件も欠如していたとってさしつかえないほど」であると述べる（新明 1982: 109）。

たほうで、J.コーエンは、パーソンズは主意主義がどのようにして生じたのかというデュルケームの視点を説明し損なったが、内面化された規準に自発的に服従することの可能性をデュルケームの理論から正しく認めたと賛意を示している（Cohen 1975: 104）。そして、松本も、パーソンズが「壮大で包括的なデュルケーム理論の歴史的な立場の変化や発展を、分かりやすく四つの時期に区分して論究したことは、さすがに彼らしく、理論家の立場の進歩は当然のことなので、けっして誤りだったとは言えない」（松本 1997: 49）と述べている。このように、パーソンズのデュルケーム解釈を評価する考察も存在している。

以上がパーソンズのデュルケーム解釈に言及した先行研究であるが、それらはデュルケーム社会学の成立過程において行為理論の変化が認められるのか否か、あるいはデュルケーム社会学における行為理論の有無それ自体を問題としている。しかし、以上の先行研究でも、デュルケームを行為理論として解釈したさいのパーソンズの意図は十分に議論されていないのではないか。筆者によれば、パーソンズのねらいは、デュルケームの業績によりながら主意主義的行為理論を構築することによって、社会科学の特徴を捉えようとしたことにあった。事実、彼は『社会的行為の構造』の第2版序文（1949）で、この著作は「何よりも体系的な社会科学への貢献をめざして」と宣言しているのである（Parsons [1937]1968: xv-xvi[ I ]=1992: 4[1]）。

以下、デュルケームの社会学それ自体を検討しつつ、あわせてパーソンズの『社会的行為の構造』におけるデュルケーム解釈にも言及することによって、さきの筆者の主張を論証することにしたい。

## 2 「道徳の科学」によって明らかにされたこと

まずはデュルケムの『社会分業論』から、「道徳の科学」の方法を明らかにしたい。

彼はこの著作で社会的連帯を考察の対象に設定する。だが、それは精神的な現象、「内在的な事実」である。そこで彼はそれを象徴する (symbolise) 「外在的事実」をおき、それをとおして「内在的事実」を研究する必要があると訴える (Durkheim [1893]1998a: 28 =1971: 65)。

そしてデュルケムは「外在的事実」を法に求める。さらに彼は、法を抑止的法律と復元的法律に分類し、前者を機械的連帯に、後者を有機的連帯に対応させた。そしてこのふたつの法律はそれらを侵犯する行為にたいして、おのおの固有の制裁——すなわち抑止的法律は刑罰、復元的法律は原状回復——を規定している。デュルケムによれば、この制裁は法的現象に本質的であって、また法的現象の変化に応じて同様に变化する。こうしてデュルケムはサンクションを抑止的なものと復元的なものに分類したうえで、それらをつうじて機械的連帯と有機的連帯それぞれの内的側面を分析することになる。

なお、デュルケムは法を「もっとも客観的であり」、「もっともよく測定できる結果」として考えた。つまり彼は連帯についての客観的な考察を意図し、かつ法という「物質的なもの」を、観察者が「見落としがちな」「精神的な現象」の結果として捉えようと目論んだといえる。

それではデュルケムが「道徳の科学」にもとづいて明らかにした連帯の「内在的事実」とは何か。それはおそらく集合意識の存在であり、くわえて集合意識によって社会的凝集が確保される過程であったと思われる。

まず、デュルケムは機械的連帯の考察にあたり、制裁の特質を刑罰に限定する。つまり、「刑罰の原因」、端的には「犯罪の本質」を探求することによって、機械的連帯の性質が明らかになる。こうして、デュルケムはまさに連帯の外的形態——彼はそれを連帯の物質的形態ともいいかえる——からその内部、すなわち「本質的な部分」に迫っていく。

それでは彼が刑罰の分析から明らかにした「内在的な事実」「本質的な部分」とは何か。それは集合意識ないしは共同意識である。かつ彼はこの分析から集合意識が逸脱行動にたいして刑罰を科す過程、彼のことばにしたがえば集合意識・共同意識による「激情的反作用」が行使される過程をも「内在的な事実」とみなし、それを明らかにしたのではないだろうか。

そのなかで特に彼が意をはらったのは、社会的連帯が「強化」され「確保」される仕組みを説明することであり、かつこの説明について客観性を与えることにあったように思われる。

デュルケムによれば刑罰の本質的な特質はこの作用にあるが、これは犯罪行為によって損なわれた集合意識の動的状態を表現している。すなわち、犯罪がおこなわれると、人びとに共有された集合意識によりすべての者が怒る。だがそれは孤立した個人の怒りではなく、犯罪によって類似した諸感情がたがいにひきあうことによってひきだされた、「集会的な」、「ひとつの全体」「ひとつの統一」としての、「ひとつの怒り」「公憤」である。たほう、

この怒りが「集合的」で「統一」的であるために、犯罪にたいする反作用も「集合的」であり、集会やそれを具現化する機関をともなつて「統一的」に、すなわち「組織化」される。

こうしてデュルケムは刑罰を逸脱にたいする集合意識の「自己主張」と捉え、かつ刑罰には集合意識の「全生命力」を維持し、かつこの意識にもとづく社会的凝集を確保させる機能があることを指摘する。

以上から、デュルケムは抑止的法律から集合意識の活動のありさまと、それにともなう未組織集団や集団、組織の形成過程を分析したと思われる。

だが、彼は集合意識すべての分析に成功したというわけではない。彼によれば、逸脱行動に刑罰を科す集合意識は、「社会の心理的生活のごく限られた一部分」——彼によればとくに「高級社会」ではそうであるが——いいかれば、「諸個人の大方の平均に共通している」ものであり、かつ「平均的強度」があり、さらに「明確である」ものに限られる（Durkheim [1893]1998a: 40-5=1971: 76-80）。彼はそれら以外の集合意識の状態を認めてはいるが、それについては考察の対象外とした。だが、なぜ彼は集合意識の一部分のみを考察したのだろうか。その理由のひとつとして、もちろん彼自身が、集合意識の強力かつ明確な状態を侵すときにかぎって、ある行為が犯罪的であるとみなされると考えていたことがあげられるが、観察者にとって、そのような集合意識の状態が感覚的に把握しやすいという「道徳の科学」に内包される方法上の事情があったのではないだろうか。

こうしてデュルケムは抑止的法律ないしは刑罰をつうじて、それらの発生要因となる集合意識の特定の状態のみを説明したにすぎなかったが、それは同時に観察者が「見落としがちな」精神的な現象についての知識に、最大限の客観性をもたせるがゆえのデュルケムの選択であったと考えられる。

たほうで、有機的連帯についてはどうか。デュルケムは、復元的法律をその「外在的事実」としてみなし、その法律にもとづく制裁を「現状の回復」として捉える。そして、それらは分業から生じる協同を表している（Durkheim [1893]1998a: 91=1971: 121）。つまり、『社会分業論』の第1編で、デュルケムは有機的連帯の考察に先立って、役割をもった諸個人による相互作用が小集団において展開されていることを分業から推察し、かつ分業の機能が連帯感の創出であると唱えた（Durkheim [1893]1998a: 17-9=1971: 57-8）。このような分業における協同が復元的法律から分析された「内在的事実」と思われる。

しかし、デュルケムは、この協同が生じた原因については「内在的事実」に求めることができなかつたように思われる。有機的連帯が出現し、かつ近代社会においてそれが機械的連帯にかわって主たる連帯となった原因については、「諸社会の容積と密度」、すなわちパーソンズが述べたところの「人口学的な要素」にデュルケムはその要因を求めた。こうしてデュルケムは有機的連帯の分析については、外的なものから内的なものを經由して、再び外的なものに到達してしまっている<sup>3)</sup>。

なお、分業の原因についてのデュルケムの分析は、パーソンズによって「功利主義の極

端な実証主義への変質」、「社会理論の『生物学化』」、さらには「生物-心理学的な決定論」と批判された (Parsons [1937] 1968: 323, 341[ I ]=1992: 33, 58[3])。パーソンズは、「初期」のデュルケムは分化の要因を遺伝的要因に求める功利主義的タイプの理論を批判しつつも、「いま一つ別の遺伝的要因、つまり人口の原理」に求めたと主張するのである (Parsons [1937] 1968: 326[ I ]=1992: 38[3])。

### 3 『社会学的方法の規準』における社会学の方法

彼は『社会学的方法の規準』(1895)で引き続き、『社会分業論』で培った道德研究の方法を洗練させたように思われる。この著作で彼は社会的事実の定義を設定した。法の規則や道德、宗教教義、金融制度や社会的潮流からなる行為様式と、人口などからなる存在様式が社会的事実該当する。そしてデュルケムは社会的事実が個人の外部に存在すること、かつ個人を拘束するものであると説明した。あわせて彼はそれが方法上の「外部的特徴」(*caractères extérieurs*)として有効であることを主張したと思われる。

だが、そのような主張におけるデュルケムの意図は、社会的事実という存在のあり方を拘束に求めることだけにあつたのではなく、社会学者が考察の対象を限定するさいの、有力な「外部的特徴」として拘束が役立つこと——たとえば定義の客観性を保つため——を訴えることにあつた。そして彼は、「共通にみられる若干の外部的特徴によってあらかじめ定義されている一群の現象しか決して研究の対象としてはならないこと」(Durkheim [1895]1999: 35=1997: 102)を社会学の規準とせよと説くのである。

なお、周知のとおり、この著作には、『社会分業論』における「道德の科学」についての、デュルケム自身による「ふりかえり」という側面が認められる。それは以下の3点に整理することができる。つまり、まずは、デュルケムが社会現象についての心理学的説明をしりぞけ、「社会学の説明」、とりわけ社会的事実についての原因と機能の説明を追求したことであり、次に、統計データを利用し、それを、感覚的に捉えにくい社会的事実についての指標としたこと、さらに「社会形態学」を構想したことである。

#### 3.1 社会的事実を個人的なものから説明しない

それでは、デュルケムは社会的事実の外部的特徴から何を追求したか。そのひとつとして、社会的事実の決定原因と、彼いわく「社会的に有用な諸結果」である機能についての社会学の説明があげられる。なお、デュルケムが『社会学的方法の規準』で明確にしたことは、社会的事実の原因と機能について、個人的なものから説明することを退けたことにあると考えられる。そして彼はこのような態度をとりつつ、内的な社会的実在に迫つたのではないだろうか。

周知のとおり、デュルケムにとっては、社会は個人を基体とする事実ではあるが、それ

は諸個人が結合し、一定の様式で化合した「新現象」であり、個人とは「別もの」としての、それ固有の諸性質をもった独特の一実在である。そこで、社会の原因も機能も社会的なそれとして説明されなければならないはずである。じっさいデュルケムは個人的な要因からではなく、「社会それ自体の性質」や「先立って存在していた社会的諸事実」から社会的事実の原因や機能を説明すべきと唱える。

そしてデュルケムは、事実の順序に対応していること、かつ社会の機能が、社会現象を生じさせた先行的原因を維持することのうちにある（Durkheim [1895]1999: 95-6=1997: 196-8）ことを理由に、まずは機能よりも先に原因の考察が必要であると唱えるが、その考察にあたってデュルケムが重視するのが「社会形態学」である。

### 3.2 「社会形態学」

それでは、彼が提唱した「社会形態学」とは何か。それを考えるさい、まずは社会種の観念をおさえるのが適当である。彼はこの観念によって、諸事実の多様性と科学的探究に必要な統一性を結びつけることができた。デュルケムにとって、社会学とは、コントのような理念的な人類の「概念」を捉えるだけの「哲学」ではなかったし、かつ社会的現実についての「記述的なモノグラフ」にとどまる「歴史学」でもなかった。

それでは、社会種を構成するにはどうすればよいか。外的事実を網羅的に記述するのではなく、それらの数の多少とはかかわりなく「科学的な価値と興味をもっているような決定的な事実」（Durkheim [1895]1999: 79=1997: 171）ないしは「われわれの分類にとってとくに本質的な重要性をもつ諸特徴」（Durkheim [1895]1999: 80=1997: 173）を選ぶ必要があるとデュルケムは述べる。そして、彼によればそれは「構成要素の性質と数およびその結合の様式」（Durkheim [1895]1999: 80=1997: 173）であり、それらによって社会種の構成ができると考えた。彼はそれらの属性が「形態学的な」種類に属するものと考え、かつ社会的諸類型を構成し、分類する部門を「社会形態学」と名づけたのである。こうして、デュルケムは社会の容積や動的密度からなる内的社会環境の構成のうちに、社会の起源を探究せよと訴え、機能についても内的社会環境との関連で評価されるべきと唱えるのである（Durkheim [1895]1999: 118=1997: 231）。

要するに、デュルケムは『社会分業論』の成果をふまえつつ、人口学的要素から社会的事実の発生要因や機能を考察せよとくり返し唱えているのだが、それらの指標となりうる「外的事実」について、「社会形態学」によってその扱うべき範囲を限定し、社会学をたんなるモノグラフにしようとしないう姿勢が認められる。

## 4 デュルケム社会学は「生物学的」なのだろうか

以上の考察をふまえると、パーソンズが指摘したように、デュルケムは、「人口原理」に

もとづいて社会現象の起源や機能を説明したといえる。この彼の主張は、特に『社会分業論』にあてはまると考えられる。

だが、このようなパーソンズの解釈について筆者は異論を述べたい。なぜなら、『社会分業論』の後ではあるが、デュルケムは「人口原理」を純粹に物質的なものとして扱っているのではないからである。デュルケムは『社会学的方法の規準』で人口学的な要素を「解剖学的もしくは形態学的な種類にぞくする社会的事実」すなわち「集合的な存在様式」と言いかえるが、あわせて彼はこの存在様式を個人のうえに課される「行為様式」としても把握する（Durkheim [1895]1999: 12-3=1997: 66）。以上の認識をふまえて、たとえば彼は都市における人口集中に、集中化を諸個人に強いるような「ひとつの世論の潮流、いいかえれば集合的な圧力」の存在を認めている（Durkheim [1895]1999: 13=1997: 67）。

確かにデュルケムは形態学的事実が社会学の説明において重要なひとつの役割を演じているものとする（Durkheim [1895]1999: 111=1997: 221）。かつ彼は社会進化の能動的要因は「社会容積」や人口の「集中化の度合い」、「動的密度」からなる「人間的環境」のみであるという（Durkheim [1895]1999: 112=1997: 222-3）。しかし、彼は、とくに「動的密度」については、「純然たる物質的な意味での集合の密接性ではなく、こうした密接性を補助手段、そして一般的には帰結とするにすぎないような精神的密接性を指すもの」（Durkheim [1895] 1999: 112=1997: 223）とも述べている。

以上をふまえると、たしかにデュルケムは、とくに『社会分業論』では、パーソンズが指摘したように「極端な実証主義」に向かったと解釈することができるが、むしろ社会進化における人口学的要素と精神的要素の分離し難い結びつきを指摘したかったと思われる。

## 5 デュルケムは行為の主観的側面を捉える方法を確立できたのか

つぎに、デュルケムの理論的發展段階における「移行期」を検討したい。パーソンズは『道徳教育論』（1925）に「社会統制論」とよびうるデュルケムの「新しい立場の包括的言明」を見出した。すなわち、「手段—目的図式のなかに現われるような目的の要素は、もはや定義によって『個人的』なものとするのではなく、『社会的』要素もそこに含み込まれている。……。事実それは、実証主義的社会理論からの根底的離反を意味する」（Parsons [1937] 1968: 382[ I ]=1992: 115[3]）。かつ彼は「道徳的義務という『主観的』感覚をもつばら強調する地点へと前進した」（Parsons [1937] 1968: 385[ I ]=1992: 119[3]）。こうして、パーソンズはデュルケムが「次の偉大な發展局面へと移行」（Parsons [1937] 1968: 381[ I ]=1992: 115[3]）したと評価するのである。行為の主観的側面、とくに共通価値を志向する努力や意志に社会学の特徴を求めるパーソンズにとっては、「移行期」におけるデュルケムの業績はきわめて重要であったと思われる。

しかし、パーソンズのいうところの主観的要素について、それを捉える方法をデュルケ

ムは十分に確立していたのだろうか。

先に述べたように、デュルケムは『社会学的方法の規準』において、定義の客観性を保つために拘束という「外部的特徴」を重要視していたが、彼は定義を「科学の出発点に位置するものであって、どのみち実在の本質を表現するためのものとはなりえない」(Durkheim [1895]1999: 42=1997: 113) と考えていた。そして彼は社会的事実の「より内奥に位置する特徴は、おそらくより本質的な特徴であろうし、また説明上の価値もより高い」(Durkheim [1895]1999: 35=1997: 102) と予期し、自らの社会学的方法を開陳していた。そのため定義は「最終的に実在の本質に達することができるような状態を準備してくれればよい」(Durkheim [1895]1999: 42=1997: 113)。

さらにデュルケムは、「道徳的事実の決定」(1906) では、道徳研究において結果を出す「ただ一つのやり方」として、「道徳的規準を他の規準から区別する内在的相違を、その外的表現 (manifestations extérieures) に示されている相違から発見することが必要である」と訴える (Durkheim [1906]1996: 60=1985: 62)。そして、外部表現が「道徳的規準の強制的性質」、「義務および強制的観念」である。他方、デュルケムは義務以外の道徳の性質として「望ましきもの」、善をあげるが、注目すべきはこの2つの道徳的特質の関係である。彼によれば、両者は浸透しあっている。「道徳生活に特有の望ましきものという性質は……、強制的特質を享けている」(Durkheim [1906]1996: 64=1985: 65)。「義務や強制的観念が善の観念に浸透しているように、善の観念が義務の観念に浸透している」(Durkheim [1906]1996: 64=1985: 66)。かつ、「道徳的現実には常に、そして同時に分離させることの出来ないこの二側面を有している」(Durkheim [1906]1996: 64=1985: 66)。以上から、デュルケムは、義務的な行為が善と結びついていることを指摘することによって、外的指標から内的事実を研究することができると確信したのであり、かつ彼の道徳研究の方法には外在的事実から内在的事実に迫ろうとする側面が認められる。

しかし、このようなデュルケムの研究方法は、たとえば中によって批判されている。中は、デュルケムが選択した客観的諸特徴として、「所与の社会に普遍的な、また主観的な意味において個人から独立した特定の行為様式」、「特にその『一種の固定性』」を取得した形態と統計学的数値のふたつをあげる (中 1979: 267)。そして、それらの方法のうち、後者はデュルケムの社会学的方法の確かさを証拠だてるものという評価が与えられているが、前者については、狙いは正当であるが定義の方法と指標の使用にかんして問題があると中は指摘する (中 1979: 268)。中は、定義の問題については、「最初の定義は修正し、放棄し得る作業用具でしかないことわりながら、デュルケムは実際にそれを一度も行っていない」(中 1979: 269) ことを指摘する。そして指標の問題については、社会連帯の本質的諸要素がすべて法律に反映されているというデュルケムの主張に対し、「法律のような強固かつ確定的な規範はもとより、それ程確定的でない慣習のような規範でも、社会の生きた『内的状態』を真に知るための指標、記号としては必ずしも適当といえない」(中 1979: 272) と中は主張する。

そして「この考えに立てば、内的事実を外的事実を通じて考察するという実証主義の方法は、必ずしも頑なに要請され」ず、「記号による以外のアプローチを選ぶことも可能」であり、その例として中は道徳や宗教に含まれる特有の内的事実をあげる（中 1979: 273）。特に宗教的信念のような「内的事実」については、内的事実が可視的な外的表現とは独立した固有の考察を要求するという前提のもと、それに対応する外部的指標を通すことなく、その内容に直接接近するデュルケムのアプローチが認められると中は述べている（中 1979: 275）。

実際、社会学研究では拘束が容易に認められない場合もあるため、拘束以外の社会的事実の属性を選択することも大いに可能であるとデュルケム自身が述べている（Durkheim [1895]1999: xxi=1997: 39）。しかしこの場合でも「用いられる諸特徴が直接に識別されうること、また研究に先だつてこの目にみとめられうること」が必要であると彼は述べ（Durkheim [1895]1999: xxi =1997: 39）、拘束以外の標識の必要性を訴えている。

以上をふまえると、デュルケムは社会的ないしは道徳的事実を研究する方法を十分に確立したとはいえない。かりに、社会学の独自性が行為の主観的要素に求められるとするならば、この要素を認識しうる社会学的方法を確立する必要があるだろう。

## 6 「第4期」におけるデュルケムは「理想主義的」だったのか

さいごに、デュルケムの理論的發展段階における「第4期」について考察したい。パーソンズは『宗教生活の原初形態』（1912）では、デュルケムの中心的関心が宗教に移動したと考えた。しかし、パーソンズによれば、デュルケムはこの段階にいたるや、行為の主意主義的性質を無視し、価値理念の体系そのものの研究に向かった。彼は行為に関係させながら価値理念の体系を研究せず、社会を哲学の専門的な意味における「理念」とし、それを物理的空間や時間の世界ではなく、個人の「精神のなかにのみ」存在するものとした（Parsons [1937] 1968: 444-6[ I ]=1992: 202-5[3]）。こうしてパーソンズはデュルケムが主意主義的理論とは別の方向である理想主義的社会学の方角へ出立したと考えた（Parsons [1937] 1968: 468[ I ]=1992: 236[3]）。

以上のパーソンズの主張は必ずしも妥当であるとはいえないだろう。なぜなら、デュルケムはこの時期でも主意主義的要素を維持していると考えられるからである。デュルケムは宗教的象徴なしには人びとが道徳的意識を明確に表象しえないと主張するが、ここに彼は社会が個人に及ぼす作用である命令と善意の力を確認している（Durkheim [1912]1998b: 302-3=1977: 382-7 [上]）。こうして彼は依然として社会が行為に及ぼす影響力について指摘しているのである。

くわえて、パーソンズがいうところの実証主義的立場を、「第4期」におけるデュルケムが放棄したとは思われない。パーソンズは、デュルケムは『自殺論』（1897）を通じて思想

を発展させる過程で人口要因を援用することはなく、後期の思想では何ら現実的役割を演じなくなったと主張する (Parsons [1937] 1968: 342[ I ]=1992: 58[3])。だが兒玉幹夫が指摘するように、デュルケムは「社会学と社会諸科学」(1909)において、社会学の諸部門を体系づけたときに、「社会形態学」に触れてその意義を強調している (Durkheim [1909]1987c: 148=1988: 117-8; 兒玉 1996:110)。つづけて兒玉は、デュルケム自身は『社会分業論』以外には、この主題に関する実証研究をおこなわなかったが、「社会形態学」は『社会学年報』の常設部門となり、後のフランス社会学に多大な影響を与えたと述べる (兒玉 1996:110)。以上のデュルケムや兒玉の指摘をふまえれば、デュルケムは後期の思想において理想主義的な立場に転じたとはいえないのではないだろうか。

おわりに——結論にかえて

以上、主意主義的行為理論を中心にパーソンズのデュルケム解釈について考察したが、そのポイントをまとめたい。まず、先述したように、パーソンズは『社会分業論』を中心とする初期の段階では、デュルケムが「極端な実証主義的」立場にたっていたと指摘した。だが、彼が人口学的要素と精神的要素との密接な結びつきを考慮していたことをふまえれば、必ずしもパーソンズの主張は正当であるとはいえない。かつ、後期の段階でも人口要因をデュルケムが重視していたことから、彼が理想主義に向かったと考えるのは困難である。しかし、パーソンズのデュルケム解釈の妥当性を問うにとどまることなく、彼がデュルケムによりつつ行為論を構想したさいの意図、つまり専門科学としての社会学の特徴を把握しようとしたことにわれわれは注目すべきである。いいかえれば、パーソンズは社会学研究に取り組むさいは、その研究対象として「生物学」的要素に留意しつつも、それを過度に強調してはならないと考えていたのではないか。

そこで、パーソンズの議論で注目すべきは、デュルケムの「移行期」にあると筆者は主張したい。先述したように、デュルケムがこの段階において道徳的義務という行為の主観的側面、特に社会統制と密接に関連する義務や善などの道徳的要素に注目したことをパーソンズは評価していた。このような彼の主張によって、他の諸科学とは異なる社会学の対象をわれわれは知ることができるのではないだろうか。こうして、パーソンズがデュルケムの業績を用いつつ社会学の特徴を考えぬいたこと、ここに彼のデュルケム解釈の意義があると筆者は考えたい。

[注]

- 1) 「道徳の科学」を考察の対象とした理由として、まずデュルケムは社会学の研究対象として道徳を重要視していたことがあげられる。たとえば、彼は「社会科学講義」(1888)

において、「道徳はまさに社会学のあらゆる部分のうちで特に我々を引きつけ、まず第一に我々を引きとめるものである。ただ我々はそれを科学的に扱おうと努めるのである」(Durkheim [1888]1987a: 106=1988: 84) と述べている。後年、デュルケムは「19世紀におけるフランスの社会学」(1900)において、彼自身の研究を振り返りつつ、法的なそれも含めて道徳的諸規則に専心したと述べている(Durkheim [1900]1987b: 126=1988: 100)。次に、筆者が「道徳の科学」を考察の対象としたのは、後の彼の著作においても継承されるデュルケム社会学の基本的な方法、すなわち「外在的事実」とおして「内在的事実」を捉えようとする彼の方法が、すでにそこに含まれているからである。たとえば、デュルケムは『宗教生活の原初形態』で、「われわれは今すぐ宗教を真に説明する深い特色に達しようとする予想してはいない。それはただ探求の終りに決定されるのである。しかし、必要かつ可能なのは容易に認められる一定数の外部的な標識 (signes) を指摘することである」(Durkheim [1912]1998b: 31-2=1977: 49 [上]) と述べている。このように、「道徳の科学」を考察することによって、デュルケム社会学の主だった特徴を知ることができるのである。

- 2) 筆者は拙稿(杉谷 2014)にて、行為論との関係性で解釈されたデュルケム像を論じた研究を紹介しているが、本稿ではそれについて加筆・修正を加えた。
- 3) 後にデュルケムは、領土や、その大きさ、その地勢、その表面で動きまわる人口の構成を社会生活の重要諸要因とし、それを社会の外在的側面とみなしている(Durkheim [1909]1987c: 148=1988: 117)。

#### [文献]

- Cohen, Jere, 1975, "Moral Freedom through Understanding in Durkheim," *American Sociological Review*, 40(1): 104-6.
- Durkheim, Émile, [1888]1987a, "Cours de science sociale," Jean-Claude Filloux éd., *La science sociale et l'action*, 2<sup>e</sup> édition, Paris: PUF, 77-110. (=1988, 佐々木交賢・中嶋明勲訳「社会科学講義」『社会科学と行動』恒星社厚生閣, 62-89.)
- , [1893] 1998a, *De la division du travail social*, 5<sup>e</sup> édition, Paris: PUF. (=1971, 田原音和訳『社会分業論』青木書店.)
- , [1895] 1999, *Les règles de la méthode sociologique*, 10<sup>e</sup> édition, Paris: PUF. (=1997, 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波書店.)
- , [1900]1987b, "La sociologie en France au XIX<sup>e</sup> siècle," Jean-Claude Filloux éd., *La science sociale et l'action*, 2<sup>e</sup> édition, Paris: PUF, 111-36. (=1988, 佐々木交賢・中嶋明勲訳「一九世紀におけるフランスの社会学」『社会科学と行動』恒星社厚生閣, 90-109.)
- , [1906]1996, "Détermination du fait moral," *Sociologie et philosophie*, 1<sup>re</sup> édition, Paris: PUF, 49-90. (=1985, 佐々木交賢訳「道徳的事実の決定」『社会学と哲学』恒星社厚生

- 閣, 53-89.)
- , [1909]1987c, “Sociologie et sciences sociales,” Jean-Claude Filloux éd., *La science sociale et l’action*, 2<sup>e</sup> édition, Paris : PUF, 137-59. (=1988, 佐々木交賢・中嶋明勲訳「社会学と社会諸科学」『社会科学と行動』恒星社厚生閣, 110-26.)
- , [1912]1998b, *Les formes élémentaires de la vie religieuse : le système totémique en australe*, 4<sup>e</sup> édition, Paris: PUF. (=1977, 古野清人訳『宗教生活の原初形態』〔上〕岩波書店.)
- 小林孝雄, 2006, 「パーソンズの有機的連帯論——デュルケミアンとしてのパーソンズ」『社会学史研究』28: 73-89.
- 兒玉幹夫, 1996, 『〈社会的なもの〉の探求——フランス社会学の思想と方法』白桃書房.
- 佐々木交賢, 1978, 『デュルケム社会学研究——基礎理論と政治社会学』恒星社厚生閣.
- 新明正道, 1982, 『タルコット・パーソンズ』恒星社厚生閣.
- 杉谷武信, 2014, 「有機的連帯概念におけるデュルケムの思想的主張について——パーソンズによる有機的連帯概念の解釈上の問題点をふまえて」『社会学論叢』180: 19-36.
- 松本和良, 1997, 『パーソンズの社会学理論』恒星社厚生閣.
- 中久郎, 1979, 『デュルケムの社会理論』創文社.
- 中島道男, 2001, 『エミール・デュルケム——社会の道徳的再建と社会学』東信堂.
- Parsons, Talcott, [1937] 1968, *The Structure of Social Action: A Study in Social Theory with Special Reference to a Group of Recent European Writers, Volume I*, New York: The Free Press. (=1992, 稲上毅・厚東洋輔訳『社会的行為の構造』(第1・3分冊)木鐸社.)
- Pope, Whitney, 1973, “Classic on Classic: Parsons’ Interpretation of Durkheim,” *American Sociological Review*, 38(4): 399-415.
- 宇賀博, 1971, 『社会学的ロマン主義——アメリカ社会学思想史』恒星社厚生閣.
- 油井清光, 1995, 『主意主義的行為理論』恒星社厚生閣.

※引用文は翻訳書の文章とは必ずしも一致しない。

※本稿は、2016年度日仏社会学会大会(2016年11月19日)自由報告「デュルケムの『道徳の科学』についての試論——『内在的事実』と『外在的事実』の関係を中心に」の報告原稿に加筆・修正を加えたものである。

(すぎたに たけのぶ 東京工学院専門学校専任教員)